

会 議 録

会議の名称	平成22年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第1回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成22年5月14日（金）午後6時～7時51分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開 会 2 平成21年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 その他 6 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
そ の 他	

平成22年度第1回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成22年5月14日（金）午後6時00分～7時51分

2 場 所 小金井市役所第二庁舎801会議室

3 内 容

(1) 平成21年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

①産業医面接指導業務 ②国民健康保険税業務 ③住宅用エネルギー機器等普及促進補助金業務 ④雨水貯留施設設置補助金業務 ⑤介護サービス事業者の育成業務 ⑥肺炎球菌ワクチン接種業務 ⑦子ども手当業務 ⑧中近東歴史文化講座業務 ⑨地域振興券業務廃止届 ⑩こがねいパレット業務廃止届 ⑪福利厚生業務廃止届 ⑫国民健康保険業務廃止届 ⑬介護福祉業務廃止届 ⑭職員給与支給業務廃止届

(3) 諮問事項

諮問第1号 新庁舎建設に係るアンケート調査対象抽出に必要な外国人登録原票の利用について

諮問第2号 子ども手当支給対象の子どもの抽出に必要な外国人登録原票の利用について

諮問第3号 子ども手当システムについて

諮問第4号 一般廃棄物処理基本計画策定支援委託に係るアンケート調査について

諮問第5号 介護サービス事業者等に対する調査及び指導事務委託について

諮問第6号 都市計画マスタープラン策定支援委託について

諮問第7号 中近東歴史文化講座業務委託について

諮問第8号 国勢調査員募集のために必要とする臨時職員名簿の目的外利用について

諮問第9号 住宅表示台帳データ入力等業務委託について

(4) その他

ア 二枚橋衛生組合事務移管文書の報告について

イ 次回の日程について

4 出席者

【委員】

松 行 康 夫	伊 藤 德 興	仮 野 忠 男	嶋 田 一 男
白 石 孝	西 口 守	平 沼 昌 子	望 月 皓
渡 瀬 浩 一	渡 邊 俊 雄		

【市側】

本多総務部長

<職員課>

関職員課長

佐藤労働安全衛生担当主査

<保険年金課>

河内保険年金課長

上石国保税係長

<環境政策課>

石原環境政策課長

町田環境係長

<健康課>

高橋健康課長

天野健康係長

大関健康係主任

<企画政策課>

高橋調整担当課長補佐

早坂企画政策課主査

<介護福祉課>

伏見介護福祉課長

高橋介護福祉課長補佐

本多高齢福祉係長

成瀬介護福祉課主査

森谷介護保険係主事

<庶務課>

高橋庶務課長補佐

<子育て支援課>

川村子育て支援課長

神田手当助成係長

西村手当助成係主任

<情報システム課>

伊藤情報システム課長

<ごみ対策課>

柿崎ごみ対策課長

鈴木ごみ対策課長補佐

<都市計画課>

酒井都市計画課長

西川都市計画課長補佐

大久保都市計画係主任

山下都市計画係主事

<生涯学習課>

尾崎生涯学習課長

<市民課>

若林市民課長

室井市民係主事

兵働市民係主事

<総務課>

北村総務課長

白鳥情報公開係長

三浦総務課主査

【傍聴者】

0名

【会 長】

ただいまから平成22年度第1回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

審議に入る前に、小金井市消費者団体連絡協議会の代表として本審議会の委員をされていた末包委員が、このたび、所属する団体を昨日、5月13日をもって退会したという事由により、本審議会委員を辞任させていただきたいという申し出がありました。新しい委員の方は次回までに選任し、出席される予定です。

(人事異動の紹介)

【会 長】

それでは、まず、平成21年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認を行います。既に、皆様のお手元には草案が届いているかと存じますが、訂正等ありますでしょうか。

(訂正等なし)

訂正等はないようですので、これを承認いたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

【総務部長】

報告事項について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により個人情報保有等届出状況を報告いたします。今回御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが25件、届出廃止に関するものが12件となります。

諮問事項について、今回諮問するのは、条例第12条に基づく、「新庁舎建設に係るアンケート調査対象者抽出に必要な外国人登録原票の利用について」、「子ども手当支給対象の子どもの抽出に必要な外国人登録原票の利用について」、条例第14条に基づく、「子ども手当システムについて」、条例第27条に基づく、「一般廃棄物処理基本計画策定支援委託に係るアンケート調査について」、「介護サービス事業者等に対する調査及び指導事務委託について」、「都市計画マスタープラン策定支援委託について」、「中近東歴史文化講座業務委託について」、「国勢調査員募集のために必要とする臨時職員名簿の目的外利用について」、「住居表示台帳データ入力等業務委託について」の合計9件となっております。細部につきましては、事務局をして説明させますので、よろしく願いいたします。

【会 長】

確かに承りました。

それでは、審議に入る前に、事務局から説明を受けたいと思います。

まず、個人情報保有等届出状況報告書につきまして、事務局から説明を受けた後、委員の皆様から御意見、御質問を受け、それに対する説明を事務局又は担当課職員から受けまして、その後、諮問事項についての審議に移りたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、今回の届出は、開始の届出が25件、廃止の届出が12件です。まず、1ページ目が部課別の明細です。2ページ目は、その内訳で、備考欄に諮問関連の記載がある届出につきましては、諮問事項と関連するものですので、その説明の際に併せて報告させていただきます。

それでは、5ページ、届出番号07-210から07-213まで、職員課の案件について、一括して説明させていただきます。資料として、22ページに長時間勤務職員に対する産業医面接指導実施基準をお付けしましたので、御参照ください。

労働安全衛生法では過重労働者による健康障害防止対策として、長時間労働者への医師による面接指導の実施が義務づけられています。市でも時間外勤務の多い職員に対し、時間外勤務削減緊急行動計画を策定しております。一方、その中で長時間勤務の職員の心身、健康面への配慮の必要から、月に時間外勤務が80時間を超える職員に対し、産業医による面接指導の実施に取り組むことになりました。

届出番号7-210、様式類集1ページ、「長時間勤務職員に対する産業医による面接指導の案内について」です。該当職員に対し面接指導の案内を通知し、該当職員は本書式をもって面接の希望の有無を回答いたします。

次に、届出番号7-211、様式類集2ページ、「長時間勤務による産業医面接指導申込書」です。産業医の面談に当たり記入するもので、時間外勤務の状況及び心身の状況、相談内容を記入します。

次に、届出番号7-212、様式類集3ページ、「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」です。こちらも産業医の面談に当たり記入するもので、疲労蓄積度を自覚症状と勤務状況から判定するものです。

最後に、届出番号7-213、様式類集5ページ、「長時間勤務による産業医面接指導記録票」です。面接指導をした産業医が所見等を記入するもので、その

結果に応じて、市は必要な措置を講ずることになります。各書式に記載される個人情報の内容等につきましては、それぞれ、届出状況報告書に記載のとおりです。

【会 長】

ただいま、事務局から説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

【渡邊委員】

80時間を超える職員は全体の何パーセントぐらいいらっしゃいますか。

【職員課長】

産業医の面接指導は、平成22年の1月から80時間を超えた職員に対して開始しています。80時間を超えた職員は、1月は6名、2月は5名、3月は年度末ということもありまして、17名でした。4月は、集計中ですので、申し訳ございませんが、今、手元に数字は持っていない状況です。

【渡邊委員】

そうすると、パーセントにすると、そんなに大きい数字ではないですね。

【職員課長】

はい。

【渡瀬委員】

様式類集の3ページにだけ「マル秘」と書いてないのですが、これは「マル秘」ではないということですか。

【職員課長】

80時間を超えた職員がそれぞれ項目ごとにチェックした内容につきましては、当然、守秘義務がありますが、自己診断チェックリストの書式は、市で作成したのではなく、厚生労働省の書式を使わせていただいておりますので、特に「マル秘」と記載しておりません。

【会 長】

他になればこの案件を承認いたします。

それでは、次の案件について説明をお願いいたします。

【総務課長】

続きまして、届出番号11-441は「非自発的失業者に対する国民健康保険税の軽減に係る申請書」で、保険年金課の案件です。資料として、24ページに制度周知のパンフレット、書式は、様式類集6ページを御覧ください。

こちらは、リストラなどで職を失った方が在職中と同程度の保険料負担で医療

保険に加入できるよう、申請により国民健康保険税を減額するものです。保有する個人情報の内容といたしましては、住所、氏名、電話番号、離職年月日、その理由になります。

【会 長】

ただいま、事務局から説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

【渡邊委員】

勤めていると前年度の所得に国民健康保険税を掛けるので非常に高くなってしまいますが、この場合はどのようになりますか。

【保険年金課長】

退職された、あるいは失職された年と翌年については、税金を計算するときに給与所得を30%とみなして、それに基づいて税金の計算をいたします。

計算例としましては、例えば、単身の30代の方で給与収入が年収300万の方ですと、適用前は小金井市の場合、10万8,700円の保険税がかかるのですが、軽減後は3万3,900円になるという軽減内容になっています。

【渡邊委員】

これはその当該年度1回だけですか。それとも引き続きですか。

【保険年金課長】

失職された年の失職された月以降の保険税と、失職された年の翌年度までが軽減の対象となるということです。

【会 長】

他になければこの案件を承認いたします。

それでは、次の案件について説明をお願いいたします。

【総務課長】

続きまして、届出番号39-86は「小金井市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金申請書兼請求書」で、環境政策課の案件です。

資料として、25ページに「小金井市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金交付要綱」、書式は、様式類集7ページを御覧ください。

地球温暖化対策、二酸化炭素の排出削減に向けた行動促進のため、対象の住宅用設備は、住宅用燃料電池、高効率給湯設備、太陽光発電設備で基準を満たすものを設置される方に補助金を交付するものです。保有する個人情報の内容といたしましては、申請者の方の住所、氏名、電話番号、印影、銀行口座番号等、また、

住宅所有者の方の住所、氏名、印影になります。

【会 長】

ただいま事務から説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。いかがでしょうか。特にないようですので、これを承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは続きまして、届出番号39-87は「小金井市雨水貯留施設設置費補助金交付申請書・請求書」で、こちらも環境政策課の案件です。資料は30ページに補助金の交付要綱、書式は、様式類集10、11ページを御覧ください。

雨水の積極的利用と節水活動の推進のため、雨水貯留施設、こちらは雨どいをつないで、タンクなどに雨水をため、散水用、防火用水として利用するもので、こちらを設置する方に補助金を交付するものです。

保有する個人情報の内容といたしましては、申請者の方の住所、氏名、電話番号、印影、銀行等口座番号になります。

【会 長】

ただいま事務から説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。いかがでしょうか。特にないようですので、これを承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

届出番号27-59から64まで、介護福祉課の案件につきましては、諮問事項の際に説明させていただきます。

次に、届出番号41-515は「肺炎球菌任意予防接種予診票」、届出番号41-516は「肺炎球菌ワクチン接種台帳」で、健康課の案件です。様式類集は、23、24ページを御覧ください。

現在、日本人の死因の4番目は肺炎で、また、そのうちの5割の方は肺炎球菌が原因とされています。そこで、市では今年度より肺炎球菌ワクチンの接種費用を公費助成することになりました。対象者につきましては、65歳以上の高齢者の方になります。

最初に、届出番号41-515「肺炎球菌任意予防接種予診票」です。こちらは、予防接種の際に記入していただくもので、保有する個人情報の内容といたしましては、住所、氏名、生年月日、年齢、電話番号、健康状態になります。

次に、届出番号41-516「肺炎球菌ワクチン接種台帳」です。接種者につ

いて台帳に記録するもので、保有する個人情報の内容といたしましては、住所、氏名、生年月日、性別、年齢、電話番号になります。

【会 長】

ただいま事務局から説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

【伊藤委員】

様式類集、24ページ、台帳に氏名、年齢、性別を記入しますが、住所の次に「肩書き」とありますが、この肩書きは何ですか。

【健康課長】

申し訳ございません。漢字が方角の「方」とすべきところを「肩」としてしまいました。

【伊藤委員】

分かりました。「〇〇方」とか「〇〇荘」ということですね。

【渡邊委員】

対象者は、65歳以上となっておりますが、65歳以下の方は、このワクチンを受ける対象にはならないということですか。

【健康課長】

ワクチンの接種自体は65歳未満の方でも可能です。今回、市で公費助成をする対象の方を65歳以上ということで設定させていただいています。

【渡邊委員】

分かりました。

【望月委員】

申請書の名前の振り仮名が片仮名で書いてあったり、平仮名で書いてあったりしますが、片仮名で書いてあるものは片仮名で振れという意味か、平仮名で書いてあるものは平仮名で振れという意味なのか、何かこれは特別に意味があるのか教えてください。

【健康課長】

個人票の振り仮名は片仮名で振っていただくものを想定しています。

【会 長】

これはあらゆるコンピュータ処理に伴いまして、いろいろな調査で振り仮名を付けなければいけないのですが、その場合に、一々断ってあればもちろん問題はないのですが、一般常識として、片仮名で書いてある場合は片仮名で答え、平仮

名で書いてあるときは平仮名で書くというのが自然の流儀で、対処してきたわけですが、特段の指定があった場合はそれで振るべきだと思います。

【総務課長】

市の各書式に関して、平仮名と片仮名が混在しているような状況があります。根本的に使い分ける理由があるかどうかは、今のところ分かりませんが、一定、文書管理として整理をしていく必要が場合によってはあると思います。

【仮野委員】

これを質問された方は、「漢字氏名」のほかに「カナ氏名」とありますが、「カナ氏名」とは何かという意味ですよね。

【望月委員】

私は、先ほど、長時間の産業医の面接の様式は氏名が「ふりがな」と平仮名で書かれていて、今回は「フリガナ」と片仮名で書いてあるので、そこに意味合いがあるのかということをお尋ねしました。

【会 長】

庁舎内には無限大のごとく帳票が発生しますので、できましたら何か標準的な基本ルールがあれば、行政の事務効率の向上に寄与できるかと思いますが、これは常識の問題もあるし、慣行の問題もありますので、これ以上審議することをやめます。

【仮野委員】

今の話は分かりましたが、行政文書に限らないですね。しかし、24ページの「カナ氏名」というのはあまり聞きませんよね。

【会 長】

日本語の問題ですね。

【嶋田委員】

外国人の表記は、どのように表記しているのですか。

【総務課長】

事案ごとで必要に応じて選択していると思います。それを一律にという整理は全庁的にしていません。各課で必要な書類ごとに判断しています。この点についても、先ほどの仮名表記と同様に、一定、研究させていただきたいと思います。

【嶋田委員】

分かりました。接種台帳のように漢字氏名と書いてあると、漢字がない人の漢字はどうするのかという細かいことになりますので、分かりやすくする意味で整

理されたほうがよいと思います。

【会 長】

いろいろな人種や民族の方がお住まいになるのが日常の状況ですので、そういうことを配慮して、一つの標準も通して、これにかかわらず提起される問題だと思えます。また、事務効率、行政の公務効率にも関係する問題ですし、あるいは情報処理とも関係する問題ですので、今後、検討していただくという扱いをしたいと思えます。

それでは、この案件を承認いたします。

次の案件の説明をお願いします。

【総務課長】

届出番号42-2から10までの子育て支援課と届出番号33-60の生涯学習課の案件につきましては、諮問事項の際に説明させていただきます。

続きまして、届出番号01-27、「地域振興券交付対象名簿」以降、「夜間勤務手当調書」までは廃止届になります。主に事業の廃止、制度の廃止等により、個人情報情報の保有、定型化、簿冊化方式による保有を行わなくなったものです。

対象となる文書につきましては、小金井市文書管理規程に基づき管理がされ、保存年限が付され、小金井市の文書倉庫に保管され、保存年限到来ごとに廃棄処分されるということになります。

【会 長】

ただいま事務局から説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

【渡瀬委員】

廃棄というのは具体的にはどんなことをされるのですか。

【総務課長】

市は廃棄業者と委託契約をしています。決められた日に、業者がトラックで来まして、職員立ち会いのもと廃棄文書をすべて積み込みます。そして、総務課の職員が川崎の溶解工場まで立ち会い、文書については、すべて、そこで溶解処理し、溶解処理後はトイレットペーパーなどに資源化していますが、そういった処理をしています。

【会 長】

この件につきましては、昨年度、本審議会においても御質問があり、事務局から、今のような溶解処理をするという過程の説明があったことを記憶しておりま

す。引き続き、そういう完全な溶解処理をしているということですね。

【総務課長】

はい。

【渡邊委員】

届出番号11-110「遠隔地用被保険者証交付申請書」ですが、個人情報の内容に様式変更に伴い、不要となったためとありますが、これは制度が廃止になったということではないのですか。

【保険年金課長】

こちらは、国民健康保険の保険証の様式変更によります。小金井市の場合、世帯が何人家族でも保険証を1枚発行するという形式で、遠くにお住まいの方については、申請に基づき保険証を別に発行していたのですが、昨年からは保険証を被保険者一人一人に発行するようになり、遠隔地の保険証をつくる必要がなくなりました。様式変更というのは言葉が足りなくて申し訳ございませんが、保険証を一人一人に発行するようになったので、遠隔地保険証というものがなくなり、この申請書も必要なくなったということです。

【渡邊委員】

今までの記録を廃棄するということですか。

【保険年金課長】

記録といいますか、これは申請書ですから、申請行為そのものがなくなったので申請書の様式を廃止し、申請書については5年保存ですので、申請書は5年後には廃棄するということです。

【渡邊委員】

分かりました。私は、遠隔地制度そのものがなくなったのかと思いましたが。

【会 長】

それでは、他にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、諮問事項に入らせていただきます。

最初に諮問第1号「新庁舎建設に係るアンケート調査対象者抽出に必要な外国人登録原票の利用について」で、企画政策課の案件です。

市では、市役所新庁舎の建設が懸案事項となっていますが、現在、新庁舎建設基本構想策定市民検討委員会を設置し、市民の方を含めた委員会構成で基本構想

の策定作業をしております。基本構想策定に当たって、こちらのアンケートの内容につきましては、今、市民検討委員会でそれも含めて検討しております、1万人という実施数も含めて委員会では検討中ですが、こちらの方を階層別、年代別、地区別、男女別の無作為抽出の方法によって選定し、アンケートをとるということを考えております。市民の方は外国人の方も含めて考えておりますことから、対象者の抽出をするに当たりまして、外国人登録原票を目的外利用したいということで、個人情報保護条例第12条の規定により諮問をさせていただいております。

アンケートの実施要領等につきましては、市民検討委員会で審議されているところですが、現時点でのスケジュール案については、2ページになります。目的外利用をする個人情報につきましては、住所、氏名、生年月日、性別になります。

【会 長】

ただいま事務局から説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

【渡瀬委員】

1万人の方を無作為抽出するということで、住民基本台帳は目的外利用にはならないが、外国人登録原票は目的外利用になるということは、住民基本台帳というのはそういうアンケート調査に使うということが前提になっているのですか。

【総務課長】

住民基本台帳法には、行政目的に使ってもよいというように法律に明定されています。外国人登録法には外国人登録原票の明らかな規定がありませんので、外国人登録原票につきましては、利用する際にはこういう形で目的外利用ということで諮問をさせていただいております。

【会 長】

他にございますか。よろしいでしょうか。

【伊藤委員】

こういうアンケート調査は、無作為に抽出するとはいうものの、ある程度、性別、年齢等を決めた上で無作為抽出するということですね。

【企画調整担当課長補佐】

無作為抽出といっても市民全員をランダムに抽出するということではありませんので、一定のバランスをとる必要があります。今回の対象としては、18歳以上の市民ということで、年齢的にも若干縛りがあります。

小金井市には10町ありますので、その10町の中から、それぞれ10代、20代、30代、40代、50代、80代までを年齢層に分けて、男女比率は50%ずつということで、全体的にバランスがとれるような形の中での無作為抽出するということを想定しています。

【仮野委員】

住民基本台帳からアンケート調査対象者を選ぶと聞いたので、それで大丈夫かな、1歳の小さな赤ん坊に当たったらどうするのだろうと思っていましたが、18歳以上という説明がありましたので、分かりました。

外国人登録者からも意見を聞くということは非常に良いことだと思いますが、今、小金井市にはどのくらいの登録者がいて、それは全体の人口比率でいくと何パーセントくらいになりますか。

【企画調整担当課長補佐】

18歳以上で外国人も含むということを補足で説明いたしますと、私どもの市民参加条例にもそういった記載がありますので、それに基づいてアンケート調査を実施いたします。

それから、御質問の外国人登録人口については、今年の4月1日現在ですが、約11万人の住民登録のうち、外国人登録については2,431名。人口比率としては2.1%程度になります。

【平沼委員】

私も同じようなことを伺おうと思っていましたので、今の説明で分かりました。

【会 長】

それでは、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

続きまして、諮問第2号「子ども手当支給対象の子どもの抽出に必要な外国人登録原票の利用について」、それから諮問第3号「子ども手当システム」についても関連しますので、一括して説明させていただきます。子育て支援課の案件です。

連日、報道等にもありますが、子ども手当制度が始まり、支給に当たっての実際の各手続を行う必要から諮問させていただくものです。資料といたしまして5ページに平成22年度における子ども手当の支給に関する法律案の概要をお付けしていますので、御参照ください。支給対象は中学校修了までの子どもで平成2

2年度においては、1人当たり月額1万3,000円となっています。また、4ページに子ども手当の事務処理の流れを資料としてお付けしています。支給対象年齢の子どもを住民基本台帳又は外国人登録原票から確認し、その保護者あてに必要な書類を送付し、保護者等が必要事項を記入し、申請をしていただく形になります。

諮問第2号の外国人登録原票の利用については、支給対象年齢の子どもの確認のため、外国人登録原票を目的外利用したいというものです。目的外利用をする個人情報には住所、氏名、生年月日、性別、続柄、在留資格、在留期間となっています。

併せて、諮問第3号「子ども手当システム」です。係る処理をするために、現行の住民基本台帳の基幹システムに付加する形でシステムを立ち上げます。本件は個人情報保護条例第14条の電子計算組織への個人情報の記録の規定により諮問事項とさせていただきます。7ページ以降にシステムに記録される個人情報の記録項目、11ページにシステムに係る個人情報の保護措置、12ページに当該システムの主な機能について資料としてお付けしています。

お手数ですが、届出状況報告書にお戻りください。10ページ、届出番号42-2から42-10まで、様式類集は、25ページからになります。

届出番号42-2は「子ども手当認定請求書」です。氏名、住所、生年月日、銀行口座等を記入いただきます。

届出番号42-3「子ども手当額改定認定請求書・額改定届」から届出番号42-7「子ども手当受給事由消滅届」までは、主に申請内容に変更が生じた際の届出書となります。

なお、届出番号42-4「子ども手当現況届」は、子ども手当を受給している方が、年度ごとに更新の手続として提出いただくものです。

それから、届出番号42-8は「子ども手当に係る寄附の届出書」です。子ども手当は、法律の中で市町村に寄附ができることを規定してあり、その届出書となります。

届出番号42-9は係る届出書の「変更・撤回届出書」になります。

最後、届出番号42-10は、諮問第3号「子ども手当システム」のシステム内に記録される個人情報で、内容につきましては、諮問書にお付けしている個人情報の記録項目となります。各書式に記載される個人情報の内容につきましては、それぞれ届出状況報告書に記載のとおりです。

【会 長】

ただいま事務局から説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

【渡瀬委員】

先ほども聞いていて思ったのですが、外国人登録原票というのは、それぞれの国の言葉で書かれているのですか。それとも全部漢字、あるいは片仮名に直されているのですか。子ども手当認定申請書という書式そのものは外国人向けに作った書式ではないので、外国人の方が分かるのかなと思ひまして。

【総務課長】

市民課が住民基本台帳や外国人登録原票を所管しておりますが、今回、最後に案件がありますが、まだ来ておりません。この件は保留させていただき、最後に正確なところを報告させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

【会 長】

それでは、この件は保留し、担当課の出席を待つて説明をするということによろしいですか。

【渡瀬委員】

はい。

【仮野委員】

子ども手当の経緯がありますが、政権が交代し、児童手当から子ども手当に変わるわけですが、行政的な作業としてはどれぐらい変わったのですか。つまり、児童手当時代のものがそのまま使えているのか、使えていないのか。逆に、新しい作業量が発生したとすると、どのぐらい増えているのか、その辺を教えてくださいませんか。

【子育て支援課手当助成係長】

児童手当と子ども手当については、別の制度という位置づけになっております。児童手当を受給されていた方については、4月1日の段階で子ども手当の認定をしたこととみなすという規定がありまして、児童手当を受けていた方については、子ども手当の認定を継続できますが、児童手当を受けていない方については、新たに申請をしていただくこととなります。受けていない方に対して、今回は勧奨通知を、皆さんに御案内する広報の一環として送付させていただいております。私どものところでは、今、子ども手当として作業を進めているのは、児童手当を受けていない方についての作業をやっております。

【仮野委員】

分かりました。比較はできないわけですね。

【会長】

それでは、他にございますか。

【渡邊委員】

収集方法として、「本人・本人以外」ということですが、この「本人」というのは子ども手当をもらう親のことを指すのですか、子どものことを指すのですか。

もう一つ、この中で年金記号・番号、加入年金の種類がありますが、子ども手当に年金関係の記載が必要なのですか。

最後に、寄附ができるということですが、市町村に寄附した場合、市町村で受け入れる項目が、一般会計にそのまま寄附となるのですか。その3点を教えてください。

【子育て支援課手当助成係長】

児童手当もそうですが、子ども手当自体の対象者、お金をもらう人は子どもの親です。ご夫婦の中で生計を維持する程度の高い方、1人だけになります。その方に対して手当を支給するという制度になっていますので、手当の対象としては親です。

【渡邊委員】

本人以外というのは何を指しているのですか。

【子育て支援課手当助成係長】

情報収集の方法で、子どもは法律に基づいてこの手当を支給していますので、御本人に申請書を書いていただき個人情報収集する以外に、職権によって調査する権利があります。本人以外のところから調査をすることができるということです。

次に年金についてです。児童手当の制度から子ども手当の制度に変わりましたが、基本的な部分は変わっていません。児童手当の時代から、今の子ども手当も同じですが、どの年金に加入しているかということで、事業主、会社が負担する児童手当が幾らかというのをとらえています。国と東京都、都道府県、区市町村、子ども手当を支給するに当たっての負担割合が何パーセントなのかということを見るために、年金の種別というもので確認をしております。

最後に寄附ですが、寄附については、子育て事業について寄附の財源を充てるということになっておりますので、市では一般会計の中で既存の子育て事業に受

け入れをしようということで進めています。

【渡邊委員】

目的が決まっているわけですね。

【子育て支援課手当助成係長】

はい。どこにでも寄附を充ててよいという訳ではなく、子育て事業の範囲内で使いなさいということが決まっております。

【渡邊委員】

寄附を受けた場合、例えば国にその寄附を返還するという問題はないですよね。寄附されたものは、市の収入になるという理解でよろしいのですか。

【子育て支援課手当助成係長】

寄附については市町村が代理で受領できるという規定になっておりますので、手当としては支給されたこととなります。東京都や国に返還することはありません。いったん、子ども手当として支給はしますが、市が代わりに受けるという法的な構成になっております。

【渡邊委員】

児童手当は、確かに会社に負担がかかりますから、年金の把握をしなければいけないのですが、今度の子ども手当は、どんなに収入があっても全額支給をするのであれば、何で必要なのかと疑問に思ったのですが、やはり負担金を会社から何パーセントという形で取るということですか。

【子育て支援課手当助成係長】

現行の子ども手当は、今年限りのものということで法律が作られております。この中で、児童手当法というのが現在そのまま存続しておりまして、児童手当法に基づく拠出金ということで企業に拠出を求めることになっています。児童手当法に基づく受給者なのか、それとも、児童手当法の所得制限をオーバーしていて、子ども手当単独のものなのかということで明確に区別するということが内部的な事務では発生しております。そのために、現在も年金の種別を把握する必要があります。

【会 長】

それでは、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

続きまして、13ページ、諮問第4号「一般廃棄物処理基本計画策定支援委託

に係るアンケート調査について」で、ごみ対策課の案件です。

参考に、14ページにアンケート実施の流れ、15ページに委託仕様書をお付けしていますので、御参照ください。

市では市のごみ処理に関する基本的な事項について、一般廃棄物処理基本計画を定めていますが、今回、それを改定するに当たり、民間のコンサルティング会社に策定支援業務を委託する予定です。その委託業務の中で、市民の意識・意向の把握、ごみ減量・リサイクルへの行動実態把握のためにアンケートを実施いたしますが、その部分で市民の個人情報を取り扱わせることになるため、条例第27条に基づき諮問させていただいております。

対象世帯は、住民基本台帳から無作為抽出の2,000世帯を対象といたします。

資料のアンケート実施の流れを御覧ください。アンケートの実施に当たっては、アンケートの調査票と回答用紙を対象者に郵送し、回答用紙を返送いただく形をとりますが、対象者の抽出と宛名ラベルの作成までは市で行います。その後、郵送準備のため、宛名シールを貼付する作業を受託者と市が共同で行うことにしています。この部分で業者が個人情報を取り扱うこととなります。なお、作業は市の執務室で行うこととしています。契約上の個人情報の取り扱いに係る事項は、仕様書第1章総則の「6 守秘義務」の項にうたっています。

【会 長】

ただいま事務局から説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

【伊藤委員】

この仕様書の17ページに「15 留意事項」とありまして、このアンケート調査に関してはその業務遂行のために民地に立ち入るということはありますか。

【ごみ対策課長】

アンケート調査のために民地に入るということはありません。

【伊藤委員】

これはあくまでも業務委託をするときの一般的な仕様書ということで網羅していると解釈すればよろしいのですか。

【ごみ対策課長】

はい。

【会 長】

それでは、他にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

続きまして、21ページ、諮問第5号「介護サービス事業者等に対する調査及び指導事務委託について」で、介護福祉課の案件です。

これは介護サービス事業者に対してする必要な調査、指導業務について、介護保険法第24条の2の規定に基づき、東京都の指定した受託法人である財団法人、東京都福祉保健財団にその業務を委託するものです。

資料といたしまして、最初に24ページ、こちらが財団法人東京都福祉保健財団の指定市町村事務受託法人照会等事務に係る個人情報の取扱方針で、こちらは東京都から指定をとるに当たって財団が定めた個人情報の取扱方針になります。

次に、26ページ、こちらは市が財団と取り交わす契約書（案）で、31ページ以降の委託仕様書（案）は契約書と一体のものです。委託事務の内容については、委託仕様書の第2条に記載がありますので、こちらを御参照いただければと思います。委託処理をする個人情報の内容は、大変細かく、多岐にわたっていますが、22ページの「別紙」に記載しています。

お手数ですが、届出状況報告書にお戻りください。7ページ、届出番号27-59は「名簿兼勤務表（認知症対応型通所介護）」で、様式類集の12ページからになります。こちらは、事業者が提供するサービスが法令に基づく指定基準、運用基準に沿っているかどうかを確認するため、事業者に提出させる書式となっています。

次に、届出番号27-60は「認知症対応型通所介護チェック表」で、こちらは事業者が提出した書類をもとに、市がチェックするための書式になります。

次に、届出番号27-61は「認知症対応型通所介護事業所（利用者状況）」で、こちらは市と福祉保健財団で作成するもので、各利用者にサービスが適正に提供されているかどうかを確認するための書式となっています。

次に、届出番号27-62は「介護報酬返還額一覧」で、こちらは調査の結果、介護サービスの対象とならないものがあつた際、返還をさせるための正誤表になります。

続いて、届出番号27-63と届出番号27-64ですが、こちらは認知症対応型共同生活介護に係るもので、目的は届出番号27-59、27-60と同様です。各書式に記載される個人情報の内容につきましては、それぞれ届出状況報告書に記載のとおりです。

【会 長】

ただいま事務局から説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

【渡瀬委員】

25ページの保健財団の取り扱い方針の18の事故発生時の対応で、この審議会では漏えいの問題が一番大きいわけですが、「万が一個人情報漏えい等事故が発生した場合には、管理者は漏えい等による損害が最小限にとどまるよう措置を講じるとともに、報告を行うこと。」と書かれていますが、これは、契約書や仕様書等の間に矛盾はないのですか。この文章を読んでいると、事故が起きることは、当然という感じにも読めるのですが。

【介護福祉課主査】

こちらは、既に2年ほど前から、23区を中心に実施しており、それをもとに、今回、小金井市も新たに実施することになりましたが、私が見た限り、矛盾はしていないと判断しております。

【渡瀬委員】

今まではなかったということですか。

【介護福祉課主査】

この受託法人の制度自体が、まだ新しいものですので、ここ数年の経過だけでは、なかなか判断ができません。今のところ、事故は起きておりません。具体的には、現地調査に入った際、事業者からコピーを取りますが、そのコピーに関しても、終了次第、回収という形で行っておりますので、基本的に、個人の名前の書かれたものについては、市が確認をして回収をすることになっております。

【渡瀬委員】

回収されたものについては、どうされるのですか。

【介護福祉課主査】

回収されたものについては、保存年数の規定に基づきまして、こちらで保存した上で廃棄します。

【会 長】

それでは、他にございますか。

【西口委員】

このサービスだけ出しているということは、これは、いわゆる地域密着型サー

ビスで、指定権者が小金井市だからということで出しているのですか。

【介護福祉課主査】

今回の指導に関する契約に関しては、東京都の指導に基づいておりますが、全サービスが対象になっています。ただ、現状市の体制がそこまでできておりませんので、当面、地域密着型を限定として、今年度、22年度は実施するというところで運用します。今後は、体制が整い次第、実施をせざるを得ないと判断しております。

【会 長】

他にございますか。

【平沼委員】

一番すそ野の話になりますが、前に民生委員をしていたので、近所の方から、介護度が下がってしまったら、自分が介護をするのが大変になるので、何とか現状維持できないかと相談がありました。やはり介護をしている人の身になると、介護度が下がってしまうということは、自分の負担が増えることに繋がるので、今度、市役所に行って頼んでくれと言われ、間に入って大変困ったことがあります。介護度が下がることで、自分の個人情報どころではなく、必死で、現状維持をしたいということでした。この諮問は、もっと上の話ですが、そんなことがありましたので、介護がいかに大変かということをお伝えしておきます。

【渡邊委員】

収集の方法は本人以外から収集するとなっておりますが、この本人以外というのはだれから収集するのですか。

【介護福祉課主査】

直接、事業者様に行って、事業者の管理者、代表者又はサービス提供の責任者の方からの提供になります。具体的には、利用者様のサービスの利用状況、健康状況といった情報を収集したケアプランというものがあり、個々人から収集したものを事業所が保管しています。それから、事業所と利用者との契約状況が既に記録されていますので、それを見た上での情報収集になります。ですから、本来の目的は、事業所がサービスを提供するための資料として持っているものを、保険者として市が立ち会った上で情報収集するという形になりますので、本人以外からの収集になります。

【渡邊委員】

これは、事業者の管理者が報告しているので、従業者や利用者の知らないうち

に、資格や生年月日を報告されているのですか。

【介護福祉課主査】

実地調査には、従事者の方もいますので、状況によっては話をします。資格等の関係は、責任者としての立場もありますので、直接、当事者から聞き取りをするというのは少ないと思います。通知は、1週間程度前になりますが、これから実地調査を行いますという連絡を行った上で調査を行います。従業員の勤務状況、当日の勤務体制も知った上で行われますので、間接的ではありますが当事者も含まれています。

【会 長】

それでは、他にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、38ページ、諮問第6号「都市計画マスタープラン策定支援委託について」で、都市計画課の案件になります。

39ページにアンケート実施の流れと、40ページ以降、委託仕様書をお付けしていますので、御覧ください。

先ほどの諮問第4号のアンケート調査と同様の内容となっています。市では、小金井市のまちの将来像を示す都市計画マスタープランを定めていますが、今回、それを改定するに当たり、民間のコンサルティング会社に策定支援業務を委託する予定です。その委託業務の中で、市民の意向の把握のためにアンケートを実施する予定であり、市民の個人情報を取り扱うことになるため、本諮問となっています。

対象世帯は、住民基本台帳から階層別無作為抽出の3,000人を対象としています。資料のアンケート実施の流れを御覧ください。アンケートの実施に当たっては、アンケートの調査票と回投用紙を対象者に郵送し、回答用紙を返送いただく形をとります。対象者の抽出と、宛名ラベルの作成は担当課で行い、その後、郵送準備のための宛名シールを貼付する作業を、受託者と市が共同で行うことにしていますので、この部分で業者が個人情報を取り扱うこととなります。なお、作業は市の執務室で行うこととしています。契約上の個人情報の取り扱いに係る事項は、仕様書5の(4)守秘義務の項にうたっています。

【会 長】

ただいま事務局から説明がございました。御質問、御意見があればお受けいた

します。

【渡瀬委員】

これ自体は、庁内でやられるし、特に問題はないと思いますが、コンサルタントを使われるということは、そこに情報が集まりますよね。それに関しては、諮問をする必要はないのですか。コンサルタントから情報が漏れるということが、大きいと思ったのですが。

【総務課長】

その諮問だという認識です。

【渡瀬委員】

この諮問は、ラベルを貼る作業ですよ。

【総務課長】

策定支援業務の中に、アンケートの実施も含まれています。この支援業務の中で、個人情報扱う部分は、シールを貼るということですので、その部分で諮問をさせていただいています。

【渡瀬委員】

それは分かるのですが、集めた情報を扱うのはコンサルタントで、結局、そちらが情報を握っているということではありませんか。この諮問は、集計、分析に関して触れていないように思いますが。

【都市計画課長補佐】

今回、データの抽出は市で行い、市で印刷したラベルを、市の執務室で職員の立ち会いのもと、業者が宛て名貼りの作業を行いますので、業者にデータを渡すということではなく、ラベルを貼ることに、住所や氏名の個人情報を扱うということで、諮問させていただいております。

【白石委員】

アンケートを送るのに、個人情報に当たる宛名がついていますが、無記名回答なので、これは個人情報でないという理解ですよ。

要するに、アンケート用紙は記名式でないので、個人情報に当たらず、郵送用のラベルだけが個人情報ということです。

【都市計画課長補佐】

町別、性別、年代別は回答していただく予定ですが、それにつきましても、策定委員会の意見を伺いながら、アンケートの内容を決めていくこととなります。個人のお名前をコンサルタントに渡すことは、ありません。

【渡瀬委員】

分かりました。

【白石委員】

万が一、策定委員会の中で、アンケートの内容が個人情報と認定されるようなものになった場合は、手続き的には、もう一度諮問をするということですね。

【総務課長】

はい。内容が変わり、個人情報を収集するようなことになりましたら、また改めて諮問させていただきます。

【白石委員】

やはり、この手のアンケートは、個人情報が特定されないアンケートが原則だと思います。

【仮野委員】

アンケートそのものは、無記名で回答を求めるのですか。

【都市計画課長補佐】

アンケート自体は、無記名で行う予定です。

【仮野委員】

分かりました。

【会 長】

それでは、他にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、43ページ、諮問7号「中近東歴史文化講座業務委託について」で、生涯学習課の案件です。参考に、委託仕様書（案）をお付けしていますので、御覧ください。

本件は、国際理解等を目的として、中近東に関係する歴史、文化、美術等を主題とした講座の開催、運営を中近東文化センターに委託するものです。

受講者の募集については、担当課で行いますが、受講者の出席状況の確認、受講者に対するアンケートの実施については、業者に行わせるため、この部分で個人情報の事務処理取り扱いを委託することになります。契約上の個人情報の取り扱いに係る事項は、45ページ仕様書9「遵守事項」②の項にうたっています。お手数ですが、届出状況報告書にお戻りください。13ページ、届出番号33-60「中近東歴史文化講座受付簿」になります。保有する個人情報の内容といた

しましては、氏名、住所、電話番号になります。

【会 長】

ただいま事務局から説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

特にないようですので、これを承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

47ページ、諮問第8号「国勢調査員募集のために必要とする臨時職員名簿の目的外利用について」で、総務課の案件です。

国勢調査は、外国人を含む日本に居住するすべての人を対象とする調査で、国の調査で最も大規模な調査とされています。5年ごとの実施になりますが、本年度がその実施年度となっています。

調査実務は、市の事務とされていまして、総務課がその事務を所管します。調査に当たっては、国勢調査員を専任し、対象世帯を回っていただくこととなりますが、小金井市5万5,000世帯、人口約11万、こちら全件調査をいたしますので、約600人の調査員の確保が現在必要と考えているところですが、これだけの人数を確保するには、大変困難な状況にあります。現在、市の広報、市内大学で募集のビラまき、市内での全戸ビラ配布等、今後もあらゆる手段を講じていく予定ですが、その一環で、市の臨時職員名簿に登録して下さっている方にも、協力をお願いをしたいと考えています。ついては、依頼文を送付するに当たり、市の臨時職員登録名簿を目的外利用したいというものです。

なお、協力依頼文書の送付方法ですが、48ページになります。まず、総務課長から職員課長に対して協力依頼文を出し、49ページ、職員課長から対象の臨時職員の方に、依頼文を送っていただくように考えています。

参考に、50ページ以降、国勢調査の概要、52ページに募集のビラ、53ページに申込書をお付けしています。

【会 長】

ただいま事務局から説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

【渡邊委員】

国勢調査員の募集についてお尋ねしたいのですが、国勢調査員というのは、いろいろな制約事項がありますが、これに関係した以外の方については、誰でも採

用されるのですか。それから、もう一つ、公務員の方で就労できないという診断書をもっている休職中の方が、アルバイト的に応募したいというのを伺ったのですが、そういう方を、何かチェックする機能というのはあるのでしょうか。国勢調査というのは、以前は非常に厳しい個人情報を知る立場にありましたので。それから、募集人数より多く応募があった場合には、どう選考するのですか。

【総務課長】

統計法上一定のところでは制限はありますが、募集の際に、まず、責任を持って調査の事務を遂行していただける方というのが大前提にありますので、申込書は持参していただきます。そこで面接ではないですが、簡単に人物を見させていただくというのはもちろんあります。そういったことから、先ほど、休職というようなお話がありましたが、そういった点についても、考慮させていただくことはあるのかもしれませんが。

【渡邊委員】

分かりました。

【会 長】

それでは、他にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、最後になりますが、54ページ、諮問第9号「住居表示台帳データ入力等業務委託について」で、市民課の案件です。

55ページ以降に、委託仕様書等をお付けしていますので、御覧ください。

住居表示台帳管理システムは、住居表示事務において管理される住居表示、建物の形状、建物名、表札名等をシステム内で管理しており、現在稼働している住居表示管理システムについては、平成16年度に「住居表示管理システム」、それから「住居表示台帳表札情報データ入力業務委託について」、民間業者に委託する旨、審議会に諮問し、御承認はいただいています。

今回、現在稼働中のシステムや紙面上に管理している項目を新システムに移行入力するために、新たに委託することになりました。前回、平成16年度の諮問の際は、受託者に渡す個人情報の記録形態が紙ベースで、文書記録のみの提供でしたが、今回、既存のシステムのデータを利用することから、文書記録に併せて、データでも提供するということとなりますので、条例第27条、個人情報の事務処理委託に基づき、諮問させていただいています。

作業につきましては、受託業者が受託事業所内で行うこととし、契約上の個人情報取り扱いに係る事項は、66ページ以降に、個人情報取扱特記事項をお付けしていますので、御覧ください。

【会 長】

ただいま事務局から説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

【嶋田委員】

54ページの受託者への条件の10について、説明していただけますか。

【市民課市民係主事】

プライバシーマークは、日本工業規格に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等に対し、財団法人日本情報処理開発協会が客観的に評価し、使用を認める制度です。

同様に、ISMSは、コンピュータのセキュリティ対策だけではなく、情報セキュリティマネジメントシステムに対する第三者適合性評価制度です。プライバシーマークと同様、財団法人日本情報処理開発協会が評価、認証をしています。

【嶋田委員】

分かりました。

【会 長】

それでは、他にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、以上をもちまして、すべての届出報告、諮問事項につきましての審議は終了とさせていただきます。

【総務課長】

先ほどの市民課の外国人登録原票の表記の件ですが。

【会 長】

そうでしたね。

それでは、担当課から説明をお願いいたします。

【市民課長】

外国人登録をする場合は、原則としてパスポートに表記されている氏名をもって登録をします。日本語で、すべて原票は登録しますが、氏名については、パスポートに登録されている字句を入れます。ただし、ロシア語やアラビア語は変換できませんので、それは、アルファベットや片仮名になることもありますが、基本は、パスポートに記入されている名前を使うということになります。

【仮野委員】

要するに、アラビア語もロシア語も書かれていることがあるということですか。

【市民課長】

パスポートは、外国人が持ってくる場合、ロシアの方もいらっしゃるし、アラビア圏の方もいらっしゃいますので、名前の欄は、そういった表記になっていることがあります。それは、市では変換できませんので、アルファベットや片仮名に変換する場合がありますが、基本はパスポートに記載されている氏名をもって登録されているということです。

【会 長】

一種の固有名詞の翻訳を、外国語へ変換するわけですが、その変換は、本人の認める表記方法なのか、市が事務処理上認める表示変換方式なのか、あるいは、国の変換の規則に準拠して、受付で変換表記をするのか。そこは、単純な変換といっても、私も、資本主義化した後のロシア人経営者に対する教育を担当しましたので、そういう論文等、何語で、ロシア人にお話しするのか、悩んだこともありましたので。

【渡瀬委員】

確認をしたいのは、外国人登録原票を利用して子ども手当認定請求書を送付した場合、本人が分かるのかどうか。郵便屋さんが届けてくれるのかどうかということですか。

【仮野委員】

昔、記者時代に、カンボジア難民が、一家を殺害したという事件が、神奈川でありましたが、そのときに、カンボジア人の名前は、複雑怪奇で、警察が発表するたびに変わるぐらいで、片仮名で表記しようとしても発音が分からないので、本当に混乱したことがありました。

ですから、日本人が漢字で書いているように、当然、ロシア人ならロシア語といったそれぞれの言葉で、パスポートは書いてあるわけですね。それを、そのまま外国人登録原票に写しているのかどうか。そのときに、片仮名に変換するのか。郵送する場合は、片仮名で書いてあれば分かりやすいと思うのですが。

【渡瀬委員】

郵便屋さんは分かるかもしれませんが、本人は分からないのではありませんか。

【市民課長】

それは、市で、変換したものを確認していただいてから外国人登録証を発行し、

お渡ししていますので、分かります。

【渡瀬委員】

それは郵便屋さんも分かりますか。

【市民課長】

はい。

【会 長】

それは、市の変換規則に基づいて変換されているのか、国の変換規則に基づいて変換されているのか。そうしないと、同一人物が表記上、別人物と認定されたりする問題が、当然、付随すると思います。

【嶋田委員】

そうすると、ロシア語やアラビア語しか書けない人は、市役所で、担当の人がアルファベットに書きかえたものが、正式な呼び名になるということでしょうか。

【仮野委員】

これであまり時間をとるのも意味がないから、次の機会に詳しい人に説明してもらおうということでしょうか。

【総務課長】

担当に確認がとれましたので。

【市民課市民係主事】

確認しましたところ、記載において、アラビア圏やロシア語で記載されているものは、基本的に、アルファベットでお客様に書いていただいたものをそのまま記載しています。

【嶋田委員】

それなら分かります。

【渡瀬委員】

知らない場合は、どうなりますか。

【市民課市民係主事】

お客様がアルファベットで、ご自身のお名前をお書きになれない方というのが、例がないそうです。

【会 長】

この件については、議論をすれば、これは非常に無限に議論ができますので、ここで即答いただくよりも、改善策や国の基準等を含め、情報を整理していただ

いて、また次回以降に事務局から追加の説明をお願いするということをお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、すべての届出報告、諮問事項につきましての審議は終了とさせていただきます。

それでは、その他の審議事項に入りたいと思いますので、説明をお願いいたします。

【総務課長】

その他、「二枚橋衛生組合事務移管文書の報告について」で、資料を配らせていただいておりますので、御覧ください。詳細は、担当課である職員課から御報告させていただきます。

調布市、府中市、小金井市の3市から排出される可燃ごみの焼却処理を目的とし、二枚橋衛生組合で処理していましたが、こちらが、平成22年3月末をもって解散いたしました。解散に伴い、小金井市が事務を承継していますので、組合で保有していた文書は小金井市に移管されています。その文書のうち、個人情報の記録がある文書について、小金井市で既に個人情報の保有届出をしているものの中に含めて考えることができるかと考えまして、その点について、御報告させていただくものでございます。

内容につきましては、担当の職員課長から、御報告いたします。

【職員課長】

ただいま、総務課長より御説明させていただきましたが、本報告は、二枚橋衛生組合の解散に伴い、小金井市が事務を継承することになり、事務文書が小金井市に移管されることになりましたので、個人情報が含まれる文書について、本審議会に御報告させていただくものでございます。

二枚橋衛生組合は、調布市、府中市、小金井市から排出される可燃ごみの焼却処理を目的とし、昭和32年2月に設立された一部事務組合です。平成19年3月に施設の老朽化により全焼却炉を停止し、構成市は平成21年度末の組合解散に当たって協議を行ってまいりました。

平成22年1月に組合解散に向けた構成市間の協議が整い、地方自治法に基づく組合解散の手続きに従い、解散及び財産処分についての議案が、各構成市議会で可決されたことにより、今年、平成22年3月末日をもって解散いたしました。

解散した組合の決算については、地方自治法により管理者であった市が行うこととされており、構成市を代表し、小金井市が施設の解体工事等も含め、組合解

散後の事務を継承することが、組合解散に伴う協定書において、構成市間で取り交わされております。これに伴い、解散した組合の事務文書についても小金井市に移管されることとなり、このうち、個人情報が含まれる文書について、現在、職員課で届出しております個人情報届出書と照らし合わせ精査した結果、個人情報が含まれる文書については、すべて、既に届出のある文書でしたので、お示しした一覧のとおり、御報告させていただきます。

【会 長】

ただいま担当課から説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

特になければ、これを承認いたします。

それでは、最後に、次回の開催日程ですが、会議室の空き状況の関係から、次回は7月29日木曜日に決めさせていただきたいということですが、いかがでしょうか。御了承いただけるようであれば、次回は7月29日木曜日、午後6時から当801会議室で開催いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日は大変案件が多く、非常に詳細な点につきましても、各委員の方々から活発な御質問や御意見をいただき慎重審議を付すことができました。

これをもちまして、本日の情報公開・個人情報保護審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。